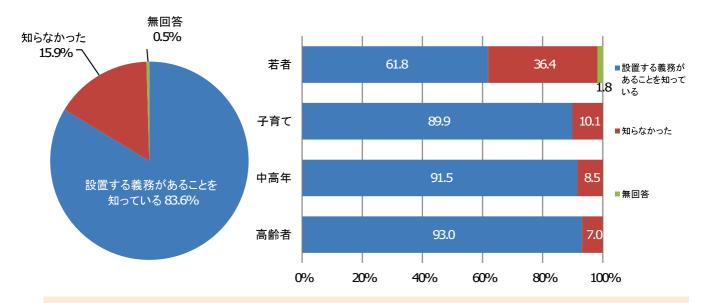
<住宅用火災警報器について>

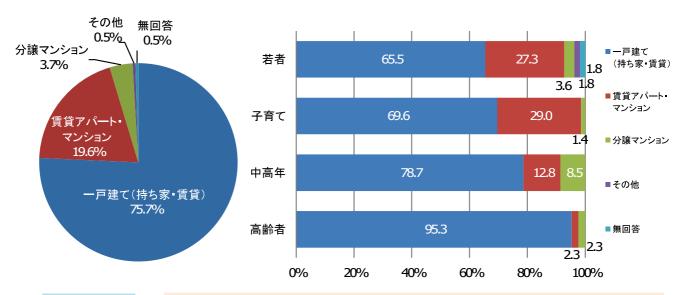
■問1 住宅用火災警報器※の設置義務の認知度 (N=214)

※ 住宅用火災警報器は、火事による逃げ遅れを防ぐことを目的として、浜松市火災予防条例で住宅の寝室、 階段などに、自費負担で設置することを義務付けている。



- 住宅用火災警報器の設置義務の認知度については、「設置する義務があることを知っている」が約8割となっています。
- 世代別にみると、子育で・中高年・高齢者では「設置する義務があることを知っている」が約9割となっていますが、若者では、10mmにとどまっています。

■問2 住まいについて (N=214)

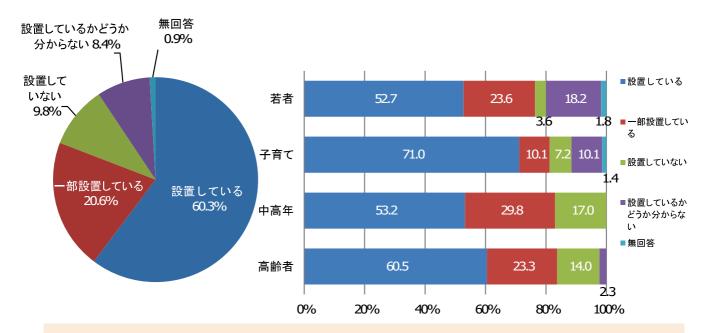


■その他意見

・会社の寮

- 住まいについては、「一戸建て(持ち家・賃貸)」が約8割となっています。
- 世代別にみると、世代が高くなるにつれて「一戸建て(持ち家・賃貸)」の回答割合が高くなっています。

■問3 設置義務のある部屋等への住宅用火災警報器の設置状況 (N=214)

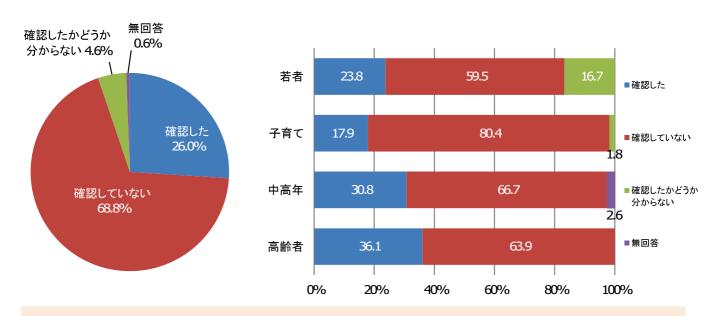


- 設置義務のある部屋等への住宅用火災警報器の設置状況については、『設置している』(「設置している」と「一部設置している」の合計)が約8割となっています。
- 世代別にみると、全ての世代で『設置している』が約8割となっています。

■問4 最近6カ月以内の住宅用火災警報器の作動確認※ (N=173)

(問3で「1 設置している」と「2 一部設置している」と回答した方)

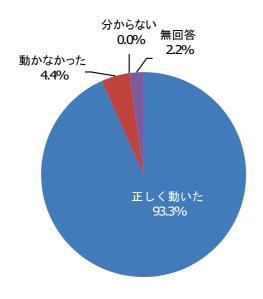
※ 住宅用火災警報器は、点検用のボタンを押す、またはひもを引っ張る(機種により点検方法は異なる)ことで、警報器から音が鳴るなどにより正しく動くか確認できる。音が鳴るなどの反応がない場合は、電池切れ や本体が故障している可能性があり、本体または電池を交換する必要がある。



- 最近6カ月以内の住宅用火災警報器の作動確認については「確認した」が約3割となっています。
- 世代別にみると、若者・子育ての約2割が、中高年の約3割が、高齢者の約4割が「確認した」と回答しています。

■問5 住宅用火災警報器の作動確認の結果 (N=45)

(問4で「1 確認した」と回答した方)



■ 住宅用火災警報器の作動確認の結果については、「正しく動いた」が約9割となっています。

■問6 動かなかった住宅用火災警報器の対処 (N=2)

(問5で「2 動かなかった」と回答した方)

設問	回答数
本体または電池を交換した	1
交換していない	1

■ 動かない住宅用火災警報器の対処については、「本体または電池を交換した」と「交換していない」がそれぞれ1名ずつとなっています。

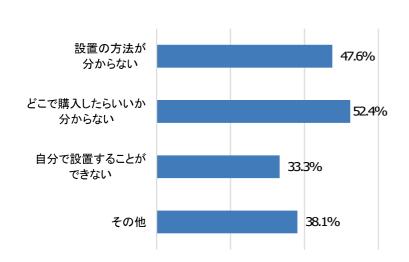
■問7 住宅用火災警報器を動かないままにしている理由 (N=1) (問6で「2 交換していない」と回答した方)

設問	回答数
交換の方法が分からない	0
どこで購入したらいいか分からない	0
その他	1

■その他意見 ・貸主に依頼中

■問8 住宅用火災警報器を設置しない理由 (問3で「3 設置していない」と回答した方)

(N=21 複数回答)



■その他意見

- ■必要性を感じていない
- ■設置するタイミングを逃した
- ■費用がかかる
- ■買ってあるが、取付していない

■ 住宅用火災警報器を設置しない理由については、「どこで購入したらいいかわからない」が約5割と最も多い回答となっています。